

経費の負担区分

区分	市	受託事業者	備考
指定器材の購入費	○		
施設・指定器材の修繕費	○		※ 受託事業者の過失により破損等したときは受託事業者
施設・指定器材の保守に要する経費	○		
食器・食缶等の購入費	○		※ 受託事業者の過失により破損等したときは受託事業者
食材料費	○		※ 損害賠償の必要があると市が認めるときは受託事業者
光熱水費等（電気・ガス・上下水道）	○		※ 受託事業者の過失により使用料が増加したと認められるときの増加分は受託事業者
ボイラー用消耗品	○		
防鼠・防虫等の害虫駆除費	○		
厨芥処分費	○		
指定器材以外の消耗品		○	衛生管理用品、清掃用具等
受託従事者的人件費		○	給与等、福利厚生費等
受託従事者の保健衛生費		○	健康診断、検便等
受託従事者の被服費、洗濯費		○	
受託従事者の研修に関する経費		○	
受託事業者の営業経費		○	
配送車両の管理、車検、修繕等に要する経費		○	配送車両の燃料費、車両運行等に必要な備品及び消耗品の購入を含む。ただし、車両購入時の重量税、自賠責保険料25カ月分は市が負担する。
日常点検票等書類		○	
受託事業者が使用する通信機器費及び通信費		○	NHK受信料は市が負担
受託事業者が使用するコピー及びパソコンに係る経費		○	
受託従事者が使用する雑貨、文具類		○	
営業許可の申請に係る経費		○	

※ 経費節減に努めること。